

国住参マ第 176 号
令和 7 年 10 月 17 日

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)

マンション標準管理規約の改正について

マンション標準管理規約は、管理組合が、それぞれのマンションの実態に応じて管理規約を制定、変更する際の参考として、作成、周知しているものであり、これまで、マンションに関する法制度の改正や、マンションを取り巻く情勢の変化等に対応して見直しを行ってきたところです。

マンションを巡っては、建物の高経年化と居住者の高齢化の「2つの老い」が進行し、これに伴い様々な課題が顕在化しつつあります。こうした状況に対応するため、本年5月、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）が成立し、その中核となる建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「改正区分所有法」という。）は令和8年4月から施行されます。国土交通省では、改正区分所有法の施行に向け、「令和7年マンション関係法改正等に伴うマンション標準管理規約の見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、マンション標準管理規約の改正内容について議論を進めてきました。

今般、検討会における議論及びパブリック・コメントの結果等を踏まえ、マンション標準管理規約（単棟型（別添1）、団地型（別添3）、複合用途型（別添5））及びマンション標準管理規約コメント（単棟型（別添2）、団地型（別添4）、複合用途型（別添6））を改正するとともに、「令和7年改正マンション標準管理規約を踏まえた管理規約の改正を行う場合の手続の留意点について」（別添7）をとりまとめましたので、通知します。

については、貴団体の事業の実施に当たり、今回の改正の趣旨をご理解の上、マンションの管理規約に関係する者に対してマンション標準管理規約を周知いただくよう、特段のご配慮をお願いします。